

情産 24-148  
平成 24 年 7 月 17 日

自由民主党組織運動本部  
団体総局長 田中 和徳 殿

一般社団法人情報サービス産業協会  
会長 浜口 友一

## 平成 25 年度予算概算要求・税制改正に関する要望

来年度予算編成に向けた概算要求に関し、意見提出の機会を賜り厚く御礼申し上げます。我が国の再生、特に医療介護分野に ICT を活用していくことには議論の余地がないところでございます。

つきましては、予算の要望のほか、先般取りまとめた税制改正に関する要望も提出いたしますので、ご高配賜りたくお願いいたします。

### 記

#### ・平成 25 年度予算に関する要望

#### 医療連携ネットワークの推進について

我が国産業の体質強化を進め新たな経済成長を果たすため、IT による融合新産業の創出を進めることが必要です。スマートコミュニティ、スマートヘルスケア、スマートアグリ等の各分野における融合新産業の創出に向けた施策を始め、関連する基盤技術の開発等を促進するよう要望いたします。

特に、ヘルスケア分野のデジタル化の実施に当たっては、当協会において取りまとめた「クラウド時代の医療連携ネットワーク」(平成 23 年 6 月 <http://www.jisa.or.jp/opinion/201106.pdf>) をご参照いただき、次の点を検討いただきますよう要望いたします。

- ・従来の病診連携ネットワークに加え、広域、かつ医療だけでなく介護や健康づくりを含む分野横断的な社会インフラとしてのネットワーク構築及び運営体制の整備。
- ・ヘルスケア分野の成長戦略において、医薬品、医療機器に加え、ヘルスケア分野のソフトウェア、情報サービスの開発推進、規制・制度の整備。

・次世代高度 IT 人材施策として、IT と医療の融合によるイノベーションを創出できる人材の重点的育成。

## ．平成 25 年度税制改正に関する要望

### 要望項目

1. 法人実効税率の引き下げ
2. マイナンバー法上の法人番号を活用した新たな IT 投資促進税制の創設
3. バックアップ用データセンターの設置に係る支援税制の創設
4. 印紙税制度の抜本的見直し
5. みなし共同事業課税の廃止

### 1．法人実効税率の引き下げ

我が国企業の国際競争力の観点から法人実効税率の引下げが産業界から強く要請されるなかで、昨年、復興財源としての復興特別法人税が時限的に課される流れとなりました。しかし、円高、エネルギーコストの上昇、震災後に明らかとなった事業継続対応(BCP/BCM)等の観点から、企業の各種コスト負担は増大しており、税負担引き下げの必要性はさらに高まっているといえます。

つきましては、復興特別法人税課税期間終了後の法人実効税率の国際水準(20%)までの段階的引下げを要望いたします。また、これに伴う中小法人の軽減税率のさらなる引き下げも要望いたします。

### 2．マイナンバー法上の法人番号を活用した IT 投資促進税制の創設

我が国経済は、震災による一時的な落ち込みから脱し、現在は復興需要を背景に回復途上にあるとみられるものの、エネルギーコストの上昇や消費税の増税等により、中長期的な経済成長が見通せなくなっています。

長引くデフレ経済からの脱却を図るためには、IT を活用した競争力強化が有効であり、その活用を促す税制支援が必要です。我が国の企業における情報化は、専ら企業内に留まっていると見られており、有効に活用できているとは言い難い状況です。

こうしたなか、現在会期中の国会では、閣法第 32 号として提出された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」、いわゆるマイナンバー法が審議の途上にあります。同法には商業登記法上の会社法人番号等(以下、法人番号)を通知、公表する規定が盛り込まれています(注)。

当該法人番号を我が国企業が活用することにより、受発注情報のサプライチェーン構築が容易となるほか、取引に係るコストの削減を図ることができます。また、災害発生時の物流情報の把握にも役立つことが想定されるほか、近時注目を集めるビッグデータの企業情報の収集への貢献等、法人番号が企業活動のインフラとして活用されることにより、従来発想し得なかった新たなビジネスの創出も期待することができます。

つきましては、当該法人番号を活用した IT 投資の促進を図る税制措置を次のとおり要望いたします。

(1) 法人番号の活用が仕様に盛り込まれた情報システムの構築(改修を含む)に係る税額控除または特別償却

なお、農業法人及び医療法人にはさらに一定の上乗せ措置を講ずることとすべき。

(2) 法人番号と自社保有の法人番号等を変換するトランスレータの開発あるいは取得に係る税額控除または特別償却

(注) 同法案 第 52 条 - 第 55 条

### 3. バックアップ用データセンターの設置に係る支援税制の創設

東日本大震災の被災自治体等における情報システムの喪失は、クラウドコンピューティングが進む中で、改めて情報システムの観点から事業継続管理(BCM - Business Continuity Management)上の重要性が強く認識されたところです。

現在、あらゆる情報システムの心臓ともいえるデータセンターは、首都圏に集中しており、ひとたび大震災等の大災害や大規模停電などが発生し被災した場合には、経済社会の機能をマヒさせるおそれがあります。

したがって、緊急時に備えたバックアップ用のデータセンターを設置することが喫緊の課題です。

しかし、情報サービス事業者が新規にデータセンター設置に係る設備投資を自力で行うことはリーマンショック後の投資余力の乏しい状況の中で難しいのが実態です。

さらに、本年 6 月に発生したレンタルサーバー運営大手企業による大規

模障害では、障害復旧の方法としてユーザのバックアップデータを元に自ら復旧作業を行うようにとのアナウンスがありました。しかし、中小企業ユーザが自らバックアップデータを確保する余裕も、バックアップのためのいわゆる二重化に係るコストを負担することも困難です。

つきましては、データのバックアップに係るシステム(注)の取得及び運用並びに当該データの保全に係る費用を対象とした次の税制面の支援を要望いたします。

- ・ 一定の要件を満たしたバックアップ用の情報システムの構築(改修を含む)に係る税額控除または特別償却
- ・ 一定の要件を満たしたコンテナ型データセンターの設置に係る税額控除または特別償却

(注) システム構成図等によりバックアップ用の情報システムであることが容易に判別できるもの。一定の要件を満たしたコンテナ型データセンター等を想定している。

#### 4 . 印紙税制度の抜本の見直し

印紙税は作成文書に担税力を求める文書課税であります。ペーパーレス化が進む中で、不合理な税制となっております。情報サービス企業がユーザとの間でシステム開発を進める場合には、契約書以外にも仕様書など開発内容について確認するためのやりとりが電子メールの添付ファイルと紙文書とを問わず頻繁に行われますが、紙文書の場合には、しばしば印紙税法上の課税対象とみなされ、実務上の混乱を招いてきました。また、昨今は、電子商取引が日常的に行われるようになりましたが、電子商取引における契約では課税されず、書面契約にのみ課税される実態は税の公平性を損ねるものであります。

つきましては、印紙税の廃止を視野に入れた抜本的な見直しを図っていただきますよう要望いたします。

#### 5 . みなし共同事業課税の廃止

事業所税は、従業者給与総額と事業所床面積とを課税標準とする税目ですが、平成 15 年度税制改正で創設された法人事業税の外形標準課税制度において、その外形基準として報酬給与額と土地・家屋に係る純支払賃借料\*が付加価値割における課税標準とされたことから、課税客体が重なるため、その廃止が検討されるべきでありま

す。

ところで、情報サービス産業では、事業の効率化の促進、間接コスト削減を目的として、グループ企業のオフィスを一箇所に集約する動きが進んでおります。事業所税では、一定規模までの事業所は免税\*\*とされておりますが、グループ企業で事業所を一箇所に集約して事業を行った場合は共同事業とみなされており、課税計算上では従業者給与総額と事業所床面積とが合算されて単独として扱われてしまいます。このため、グループ企業の中に免税点に達しない企業があったとしても免税の対象外となり、税負担の増加を招く結果となっております。

つきましては、グループ連結経営の合理化努力を否定する、みなし共同事業に対する課税は廃止していただきたく、要望いたします。

(注)\* 土地・家屋に係る支払賃借料 - 受取賃借料 (マイナスの場合には0[ゼロ])

\*\*一般事業所の免税点：事業所床面積の合計面積が1,000平米以下、従業者の合計数が100人以下

以上